

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得等に応じて決まります。



【介護保険料を納めていただく皆様へ】

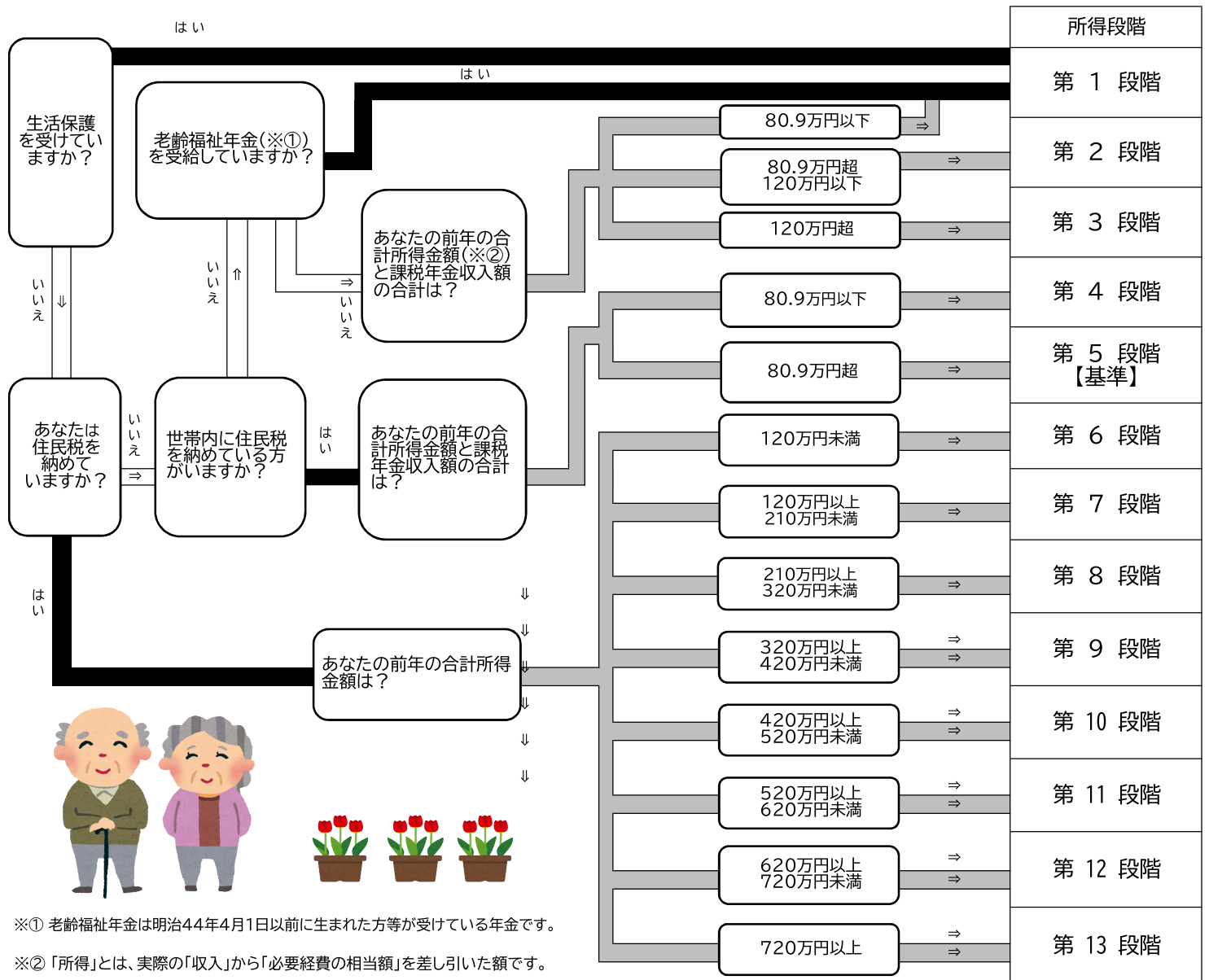
全国的に超高齢社会を迎え、当町におきましても介護が必要な高齢者の方や介護保険サービスを利用される方が増加しています。介護保険は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らすことができるように、また介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように社会全体で支えていこうという仕組みです。お一人おひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

保険料の決まり方

高浜町の介護サービス給付費の見込額と第1号被保険者数等に応じて基準額が決まり、その基準額をもとに各所得段階の保険料が決まります。

あなたの所得段階は？

左側から『はい』『いいえ』をたどると、所得段階がわかります。



※保険料額は裏面をご確認ください。

65歳以上の方（第1号被保険者）の令和7～8年度介護保険料

介護保険料の所得段階区分



■本人が住民税非課税

所得段階	対象条件	基準額に対する割合	保険料年額 (カッコ内は月額※③)
第1段階	・ 住民税非課税世帯 ・ 生活保護、老齢福祉年金※①受給者 ・ 前年の合計所得金額※②と課税年金収入額の合計が80.9万円以下	基準額 ×0.285	18,810円 (1,567円/月)
第2段階	・ 住民税非課税世帯 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円を超え120万円以下	基準額 ×0.4	26,400円 (2,200円/月)
第3段階	・ 住民税非課税世帯 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.685	45,210円 (3,767円/月)
第4段階	・ 住民税課税世帯 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下	基準額 ×0.9	59,400円 (4,950円/月)
第5段階 【基準額】	・ 住民税課税世帯 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円を超える	基準額 ×1.0	66,000円 (5,500円/月)

■本人が住民税課税

所得段階	対象条件	基準額に対する割合	保険料年額 (カッコ内は月額※③)
第6段階	・ 前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.2	79,200円 (6,600円/月)
第7段階	・ 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.3	85,800円 (7,150円/月)
第8段階	・ 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.5	99,000円 (8,250円/月)
第9段階	・ 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.7	112,200円 (9,350円/月)
第10段階	・ 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.9	125,400円 (10,450円/月)
第11段階	・ 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.1	138,600円 (11,550円/月)
第12段階	・ 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.3	151,800円 (12,650円/月)
第13段階	・ 前年の合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.4	158,400円 (13,200円/月)

※①老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生まれた方等が受けている年金です。

※②「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

※③月額＝年額を12で割った金額を記載しています。

(表記上、端数は切り捨て。100円未満の端数は納期第1期に合算します。)